

郡山市監査委員公告第2号

令和8年度第1回定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和8年7月3日

郡山市監査委員	相	樂	靖	久
郡山市監査委員	三	部	夕	貴
郡山市監査委員	廣	田	耕	一
郡山市監査委員	山	根		悟

令和 8 年度

第 1 回 定期監査の結果に関する報告

（ 監査期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 日まで ）

（ 教 育 委 員 会
議 会 事 務 局 ）

令和 8 （2026）年 7 月 3 日提出

郡 山 市 監 査 委 員

8 郡監査第364号
令和 8 (2026) 年 7 月 3 日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市教育委員会

郡山市監査委員	相 樂 靖 久
郡山市監査委員	三 部 夕 貴
郡山市監査委員	廣 田 耕 一
郡山市監査委員	山 根 悟

令和 8 年度第 1 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和8年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	2
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	3
改善を要する事項（指摘事項）	4
1 収入事務について	4
2 財産管理事務について	4
3 その他の事務について	5
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	6

令和8年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

令和7年12月1日から令和8年3月31日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局

ア 教育委員会

教育委員会事務局教育総務部

(小中学校の財務事務は、教育総務部が所管)

総 務 課	生涯学習課	公民館等	図書館
美術館	小学校	中学校	

教育委員会事務局学校教育部

学校管理課	学校教育推進課	教育研修センター	総合教育支援センター
-------	---------	----------	------------

なお、公民館等（44館）、小学校（48校）、中学校（25校）については、次の施設を抽出して実施した。

公民館等（22館）

中央公民館	小原田地域公民館	芳賀地域公民館	桑野地域公民館
桃見台地域公民館	大島地域公民館	赤木地域公民館	橘地域公民館
大槻公民館	大成地域公民館	小山田地域公民館	大槻東地域公民館
安積公民館	柴宮地域公民館	安積南地域公民館	永盛地域公民館
三穂田公民館	逢瀬公民館	湖南公民館	西田公民館
中田公民館	安積総合学習センター		

小学校（23校）

金透小学校	小原田小学校	桃見台小学校	赤木小学校
富田東小学校	白岩小学校	薫小学校	桜小学校
大島小学校	小山田小学校	朝日が丘小学校	安積第三小学校
永盛小学校	穂積小学校	日和田小学校	行健第二小学校
小泉小学校	行徳小学校	熱海小学校	高瀬小学校
御代田小学校	谷田川小学校	宮城小学校	

中学校（14校）

郡山第三中学校	郡山第六中学校	郡山第七中学校	富田中学校
小原田中学校	安積中学校	片平中学校	喜久田中学校
行健中学校	明健中学校	熱海中学校	高瀬中学校
宮城中学校	緑ヶ丘中学校		

イ 議会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の日程及び実施場所

- (1) 日程

令和8年4月1日から令和8年7月3日まで

- (2) 実施場所

監査委員室

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和8年7月3日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

ア 分任出納員の報告に適切でないものがあった。

出納員となる者は、郡山市財務規則第 95 条の 2 の規定により、当該課等に属する出納員等について、出納員等報告書により会計管理者及び市長に報告しなければならないが、分任出納員の報告に適切でないものがあった。

(ア) 分任出納員の報告を規定された者でない者が行っていたもの
総務課

(イ) 分任出納員の報告を規定された者が行っていなかったもの
学校管理課

イ 保管期限を超えて現金を保管しているものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第 5 項の規定により、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管期限を超えて保管しているものがあった。

芳賀地域公民館 高瀬中学校

ウ 保管限度額及び期限を超えて現金を保管しているものがあった。

使用料、手数料又は実費徴収金として収納した現金については、郡山市財務規則第48条第 5 項の規定により、10,000円を限度額として、収納した日の属する月の末日まで保管することができるが、保管限度額及び期限を超えて保管しているものがあった。

桑野地域公民館

2 財産管理事務について

(1) 郵券管理事務

ア 郵便切手等使用簿に記載漏れがあった。

郵券等を使用して発送する場合は、郡山市教育委員会事務局等文書等取扱規程第42条の規定により、郵便切手等使用簿に所要事項を記載して適正に管理しなければならないが、その受払いについて記載が漏れているものがあった。

生涯学習課 行健中学校

イ 郵券等の使用に適切でないものがあった。

郵券等を使用する際は、郡山市財産規則第 47 条の規定により、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、物品を使用しなければならないが、郵券等の使用に適切でないものがあった。

安積公民館 桃見台小学校 小山田小学校 安積第三小学校

行健第二小学校 小泉小学校 谷田川小学校 行健中学校
明健中学校 熱海中学校 高瀬中学校

ウ 郵券等の管理に適切でないものがあった。

郵券等を使用する際は、郡山市財産規則第 47 条の規定により、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、物品を使用しなければならないが、郵券等の管理に適切でないものがあった。

行健第二小学校 行健中学校

3 その他の事務について

(1) 使用許可事務

ア 規則に定める様式によらない使用変更許可申請書を受理し、変更を承認しているものがあった。

公会堂の使用許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、郡山市公会堂条例施行規則第 4 条の規定により、郡山市公会堂使用変更許可申請書を提出しなければならないが、当該使用許可を受けた者から郡山市立公民館条例施行規則第 4 条に規定する郡山市立公民館使用変更許可申請書を受理し、変更を承認しているものがあった。

中央公民館

イ 規則に定める使用許可申請書の提出を受けずに、施設を使用させているものがあった。

公民館の施設等を使用しようとする者は、郡山市立公民館条例施行規則第 2 条の規定により、郡山市立公民館使用許可申請書を提出し、教育委員会の許可を受けなければならないが、当該使用許可申請書の提出を受けずに、施設を使用させているものがあった。

中央公民館 安積公民館 三穂田公民館 中田公民館

ウ 使用許可の取消に必要な手続きを行っていないものがあった。

公民館の施設等に係る使用許可については、公益上やむを得ない事由が生じたときは、郡山市立公民館条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、使用許可を取り消すことができるが、取消及び取消に伴う使用料の取扱いについて、郡山市教育委員会事務決裁規程第 4 条に基づく決裁を行っていないものがあった。

安積南地域公民館

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて意見を次のとおり提出する。

1 郵券等の取扱について

郵便切手、はがき及びレターパック（以下、「郵券等」という。）の管理や使用については、定期監査において繰り返し指摘し、改善を求めてきたところであるが、今回の定期監査においても、不適切な事案が確認されたことから、意見を付すものである。

今回監査を行う中で、郵券等の管理や使用に関し、使用頻度の低い郵券等が数年にわたり繰り越されている状況が見られた。

その要因としては、近年の郵便料金の改定やメール等のデジタル化の進展等が影響しているものと考えられるが、使用しないまま郵券等を長期間保管している状態は、亡失・盗難のリスクにも繋がりがねないことから、有効に活用するための方策が必要である。

制度所管課においては、郵便切手で納付する料金別納郵便の活用のほか、所属間での交換が可能な事務手続きなど検討されたい。併せて、手数料を要したとしても、使用頻度の低い切手や書き損じのはがき等は使用頻度の高い郵券等へ交換するなど、郵券等を有効に活用するための方策も検討し、各所属へ周知する取組を進められたい。